

[別添]

## 横浜国立大学常盤台キャンパス移動販売事業者募集要項

### 1 目的

国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）では、キャンパス内における学生及び教職員等の福利厚生の一環としての「食のサービス」について、設置場所を選ばない移動販売事業者（以下「事業者」という。）を誘致することにより、食事内容・価格面において利用者の満足が得られる食事等を提供することを目的とします。

### 2 応募資格及び要件

移動販売事業に実績があり、長期間にわたり安定した移動販売の運営が可能な事業者であり、当該事業に必要な資格（営業許可）を有することとします。

以下の項目に該当する場合は、応募を認めません。該当しない旨の誓約書（別添様式）の提出を必須とします。なお、契約後においても、以下の項目に該当すると認められるときは、契約を取り消すこととします。

- 1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下各号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6) 事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1)から5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。（本学に派遣されるキッチンカーを含む。）
- 7) 事業者が、1)から5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（6)に該当する場合を除く。）に、本学が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。  
（本学に派遣されるキッチンカーを含む。）

8) 本学が公表する「調達に関する国立大学法人横浜国立大学の基本方針」に係る誓約書が未提出である場合。(下記サイトを参照のうえ企画提案書と共に提出した場合を除く。)

<http://www.ynu.ac.jp/hus/keiri/11247/detail.html>

### 3 移動販売車の出店箇所(別図(予定))

場 所: 本学(常盤台キャンパス)構内

出店台数: 概ね3台程度

出店箇所及び台数は、双方協議の上決定することとします。

### 4 契約期間等

契約は令和7年4月1日~令和8年3月31日の12ヶ月とします。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに双方いずれからも何ら意思表示がないときは更新することができることとします。(更新に制限は設けませんが、契約上、3ヶ月前までに書面で告知することで解約ができるものとします。)

### 5 出店期間及び時間

土、日、祝日、年末年始休業(12月28日~1月3日)、夏季一斉休業(8月9日~18日(予定))及びその他本学の行事に基づく期間(入試、大学祭等)を除き出店期間とします。(ただし、祝日については、開講日となっている場合は出店期間に含みます。)また、学生の休業期間(休業期間中の試験期間等)を含み、出店日については双方協議の上、決定することとします。

出店時間は11:00~14:00を基本とし、双方協議の上決定することとします。

### 6 出店形態・方法

移動販売車による販売とします。

### 7 賠償責任

事業者は、移動販売等に起因する事故に関し、本学及び第三者への賠償に速やかに対応することとします。また、そのための保険加入を必須とします。

### 8 サービス水準の確保

事業者は、大学内における移動販売であることを踏まえ、学生及び教職員等に対するサービスの向上に努めることとします。

### 9 その他

本募集要項に定めのない事項については、本学と協議の上決定することとします。

## 10 経費負担

本学は、出店場所の提供のみを行います。移動販売車の出店に係る諸経費は事業者の負担とします。(車両入構料は免除の予定。)

また、公租公課が発生した場合は相当額を負担していただきます。

## 11 企画提案書の内容

### 1) 企画提案

#### ① 学生及び教職員等へのサービス

- ・移動販売車の種類(メニューの構成・価格など)、配置予定(3台程度のメニュー組み合わせ)案、及び本学の学生、教職員、留学生に対する考え方(写真付、必要に応じて説明を記載)
- ・苦情・要望等に対する対応(対応の体制について説明)
- ・その他サービス提案

#### ② 環境等への配慮

- ・ゴミ処理及び販売場所の維持管理について
- ・衛生管理(各キッチンカーの営業許可の確認及び指導体制等について説明)
- ・その他環境配慮の提案

#### ③ 安定的・継続的な販売

- ・移動販売車登録数及び取扱品目一覧及び本学に出店可能範囲の移動販売車数
- ・出店管理実績(単発イベントを除く)及び大学の出店管理実績一覧
- ・本学では、コロナ禍があけて、黙食、個食や学食の座席制限が撤廃された以降、大幅な販売減となった実績があります。どのように販売数の回復を考えるか、また販売数の増減がある中で継続性をどのように担保するか、本学の立地なども踏まえその考え方を提示すること。
- ・その他集客等の取り組みの提案

#### ④ その他

- ・例えば本学への販売手数料(売上高に対するパーセンテージ等)納入などがあれば提案すること。

### 2) その他

#### ① 会社概要

#### ② その他参考資料(登録キッチンカーの募集及び登録審査などに関する資料等)

## 12 提出

1) 期限 令和7年1月24日(金) 17:00 必着

### 2) 提出先

〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1  
国立大学法人横浜国立大学施設部施設企画課総務・契約係

TEL 045-339-3083

3) 提出方法

必要部数を持参又は郵送等により提出してください。なお、郵送等の場合であっても1)に示す期限必着とします。

4) 部数 6部

1.3 質疑の受付

募集等に係る質疑は別添質疑様式に記載の上 PDF 化し、下記問合せ先までメール添付で送付してください。令和7年1月10日（金）12:00必着とします。

回答は、令和7年1月17日（金）に施設部 HP に掲載します。

1.4 審査及び事業者選定の流れ

1) 提案の選定

本学において、選定委員会を構成し、本募集要項に基づく提案内容等を総合的に審査し、最適とされる提案を選定します。必要に応じ、プレゼンテーションを実施します。ただし、審査の結果によっては選定を行わない場合があります。

2) 審査結果の通知及び失格

審査結果は、文書で通知するものとし、電話などでの問い合わせには応じないものとし、また、審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとし、

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

3) 事業者の選定

選定された事業者と協議を行い、協議が整った場合に、販売業務契約書を取り交わすものとし、

4) 事業者選定結果の通知

選定結果については、令和7年2月7日（金）以降に通知することとします。

1.5 問合せ先

上記1.2の2)に同じ。(担当：総務・契約係長)

E-mail：[shi-kikaku.somu@ynu.ac.jp](mailto:shi-kikaku.somu@ynu.ac.jp)

## 誓約書 様式

横浜国立大学常盤台キャンパス移動販売事業者の公募において、以下の項目に該当する事項はありません。また、契約後に以下の事項に該当することが判明した場合は、契約を解除することに異議を申し立てません。

- 1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下各号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6) 事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が 1)から 5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。（本学に派遣されるキッチンカーを含む。）
- 7) 事業者が、1)から 5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ 6)に該当する場合を除く。）に、本学が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。  
（本学に派遣されるキッチンカーを含む。）
- 8) 本学が公表する「調達に関する国立大学法人横浜国立大学の基本方針」に係る誓約書が未提出である場合。

令和 年 月 日

事業者名

代表者名

印